

最近の農薬を巡る情勢及び農薬の適正使用

兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課植物防疫土壤係

1 農薬安全使用の4つの原則



使用する人の安全

～健康への配慮～

- [散布前] 農薬ラベルの確認
マスク、防除衣等の準備
防除器具の整備・点検
健康状態のチェック
(肝臓病、アレルギー-体質、睡眠不足、疲労など)
- [散布時] 風向き、剤型を考慮
作業中の喫煙・飲食禁止
作業2時間、休憩30分
- [散布後] 残液の処理
手洗い、洗顔等の励行
飲酒は控える。栄養の補給
農薬の保管・管理



マーク：「農薬散布に使用するマスクの手引き」より

* 慣れからくる油断は禁物

作物に対する安全

～薬害防止への配慮～

適正な農薬、適正な濃度、適期散布
高温・乾燥条件下は避ける

農産物に対する安全

～作物残留への配慮（農薬使用基準を守る）～

その作物に登録がある農薬の使用
定められた使用量、濃度で散布
使用時期を守る
総使用回数以内で使用

* 安全な農産物を消費者に供給する使命

環境に対する安全

～周辺住民、みつばちや水生動物等への配慮～

農薬の選択（飛散、刺激臭、毒性に注意）
防除の事前通知、広報活動の徹底（回覧物、有線放送、広報車など）
立て札等
水系への農薬流出防止

2 農薬取締法

(1) 目的

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

(2) 制定等の経緯

昭和 23 年 戦後の復興期にあつて、国を挙げて食糧の増産が急務となつていた一方、不正・粗悪な農薬が出回り、農家に被害を与えたことなどから、農薬の品質・向上を図るために制定されました。

～以後、適宜、所要の改正を行われました～

平成 14 年 無登録農薬の販売・使用が問題となったことから、無登録農薬の製造、輸入及び使用の禁止、農薬使用基準の設定及び罰則の強化（3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金）等の改正が行われました。

(3) 農薬とは

栽培目的、肥培管理状況は問わず、人が栽培している植物（芝、盆栽、草花、街路樹、山林樹木などを含む。また玄米、伐採木など農作物から生産されたもので加工されていないものも含む。）を害する病害虫（菌、線虫、だに、昆虫、ネズミ、その他の動植物又はウイルスなど）や雑草の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（除草剤など）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（一般に植物成長調整剤と呼ばれる。）をいいます。

(4) 農薬使用者の責任

農作物、人畜、農産物及び農地・水産動植物・水質等環境への被害防止に努めなければなりません。

農薬使用基準の遵守

農薬使用基準は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するために定められた基準で、農薬使用者は、この基準（使用時期及び方法その他の事項）を守り違反して農薬を使用してはいけません。（罰則：3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金）

食用農作物及び飼料作物に農薬を使用しようとする場合は、(ア)適用作物、(イ)使用量又は希釈倍数、(ウ)使用時期、(エ)総使用回数を守らなければなりません。

《農薬のラベル例》

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数
とまと	ヨトウムシ	1000 倍	収穫 7 日前まで	2 回
なす	ハダニ類	1500 倍	収穫前日まで	2 回
ねぎ	アザミウマ類	1000 ~ 2000 倍	収穫 14 日まで	3 回

帳簿の記載

農薬使用者は、(ア)使用年月日、(イ)使用場所、(ウ)使用農作物名、(エ)使用農薬の種類・名称、(オ)使用量又は希釈倍数を帳簿に記載することに努めなければなりません。

その他

住宅地等での飛散防止、水田からの流出防止、土壌消毒剤の揮発防止等に努めなければなりません。

3 農薬の適正な保管・管理について

昨年は、加工食品やペットボトル飲料への農薬混入事件が、相次いで発生しました。農薬取扱者は、農薬を目的外使用しないこと、農薬を適正に管理・保管、処分することを心がけてください。

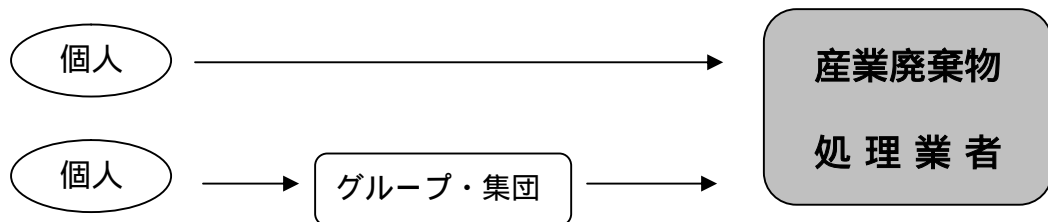
4 不要農薬の適正処分

事業者は、何らかの理由で使用や販売しなく(ができなく)なった農薬(不要農薬)を処分する場合は、一般ゴミとは区別して「産業廃棄物」として処理しなければなりません。

処分にあたっては、事業者が産業廃棄物処理業者等に処理を依頼する必要があります。

特に、毒物若しくは劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならないため、処理が可能な産業廃棄物処理業者に依頼する必要があります。

また、マニフェスト伝票は必ず手元で管理してください。



* 不要農薬の回収等に対応しているJA、農薬販売店等もあるので、相談してください。

* 産業廃棄物処理業者照会先：兵庫県産業廃棄物協会（078-371-3177）

5 農薬中毒に関する問い合わせ先

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。処置法などで不明なことは、下記へ電話でお尋ねください。

一般市民専用電話（情報提供料：無料）

大阪 072-727-2499 365日 24時間

つくば 029-852-9999 365日 9時～21時

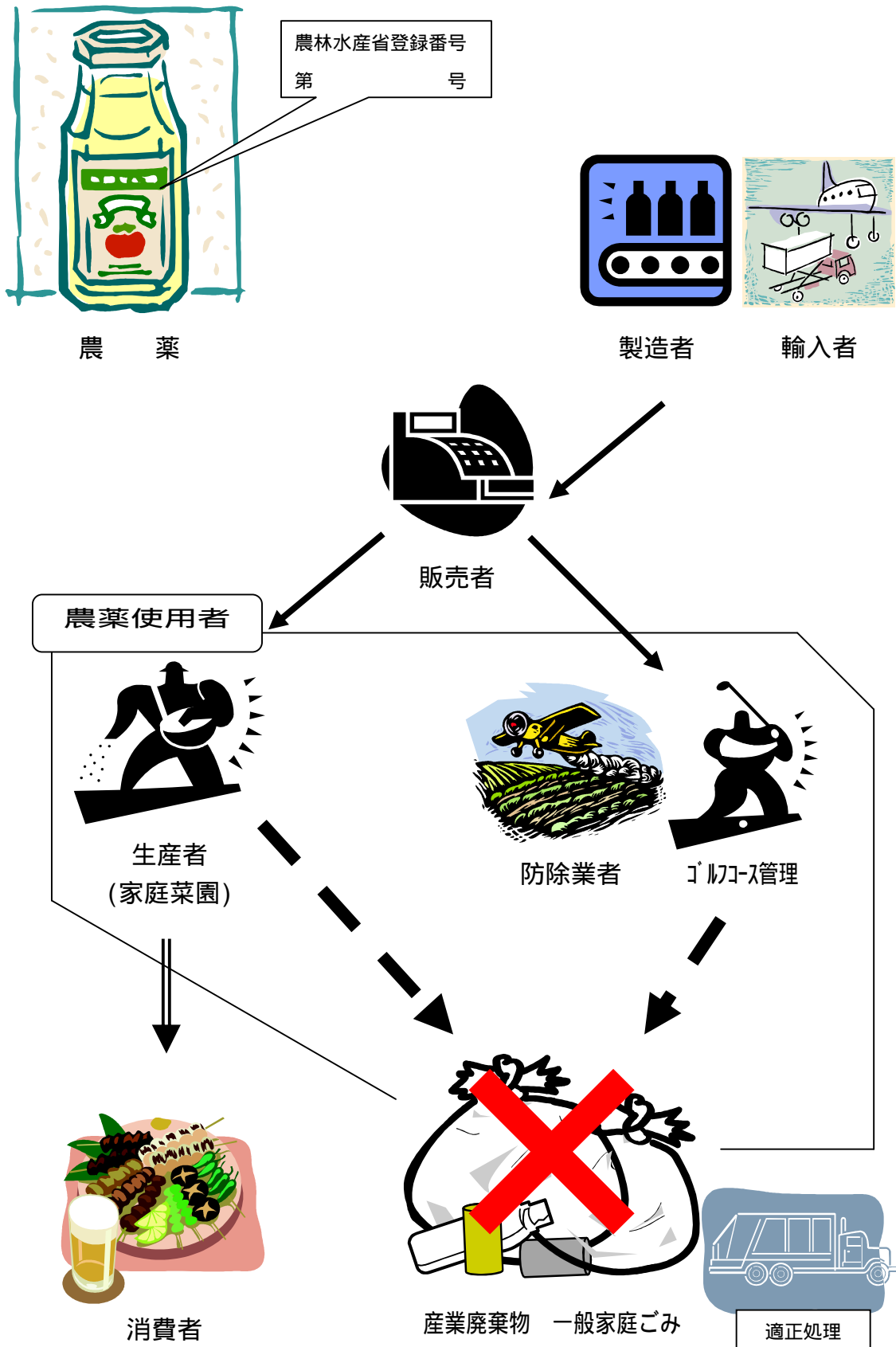
* なお、一般市民専用電話に医師および医療機関の皆様からお問い合わせを受けた場合、情報提供料は有料（1件につき2,000円）となりますので、ご了承ください。

医療機関専用有料電話（情報提供料：1件につき2,000円）

大阪 072-726-9923 365日 24時間

つくば 029-851-9999 365日 9時～21時

農薬に関する一連の流れ



6 食品中に残留する農薬等の新しい制度（ポジティブリスト制度）

平成18年5月29日に食品中に残留する農薬等（農薬、動物医薬品、飼料添加物）の規制に「ポジティブリスト制度」が導入されました。

基準値（人の健康を損なうおそれがない量）以上の農薬が残留する食品の流通を禁止するため、これまでの「残留農薬基準」に加えて、「暫定基準値」及び「一律基準値」が設定されました。

ポジティブリスト制度の具体的なイメージ

（旧制度）

	作物名	農薬A	農薬B	農薬C	農薬D
残留基準値	米		5.0 ppm		
	小麦		0.5 ppm	0.05 ppm	
	大豆	1 ppm			
	ばれいしょ	1.0 ppm	0.03 ppm		
	キャベツ	1 ppm			
	チンゲンサイ				
	ぶどう		10.0 ppm	0.5 ppm	

改正

（ポジティブリスト制度導入後）

	作物名	農薬A	農薬B	農薬C	農薬D
残留基準値	米	1 ppm	5.0 ppm	0.01 ppm	0.01 ppm
	小麦	0.05 ppm	0.5 ppm	0.05 ppm	0.01 ppm
	大豆	1 ppm	0.3 ppm	0.01 ppm	0.01 ppm
	ばれいしょ	1.0 ppm	0.03 ppm	0.01 ppm	0.01 ppm
	キャベツ	1 ppm	0.5 ppm	0.01 ppm	0.01 ppm
	チンゲンサイ	1 ppm	5.0 ppm	0.01 ppm	0.01 ppm
	ぶどう	1 ppm	10.0 ppm	0.5 ppm	0.01 ppm

 : 旧食品衛生法で設定されている残留農薬基準

 : 暫定基準（コーデックス基準、登録保留基準、諸外国基準を参考）

0.01 ppm : 一律基準（0.01 ppm）が適用されるもの〔0.01 ppm : 1億分の1〕

ネガティブリストとポジティブリスト

旧制度（残留農薬基準 = ネガティブリスト）

原則規制がない状態

規制するものをリスト化
（250 農薬、130 作物・約 9,000 件）
特定の農薬・作物の組み合わせに
基準を設定。
基準値を超える残留は禁止

ポジティブリスト制度（18年5月29日～）

原則規制（禁止）された状態

例外を認めるものをリスト化
（約 800 農薬、約 140 作物・100,000 件）
全ての農薬・作物の組み合わせに
基準ができる。
一定量を超える残留は禁止

7 タイプ別の近接作物残留リスク

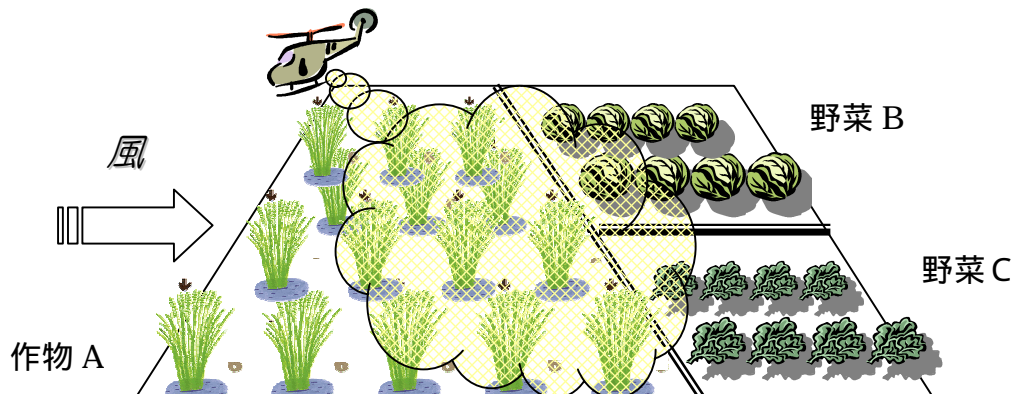
リスクの程度	作物の種類や形態 (分析する部分)	代表的な作物
大 ↑ ↓ 小	軽量・小型の葉菜類 (葉菜)	こまつな、チンゲンサイ、みずな、しゅんぎく、サラダ菜、リーフレタス、かきちしゃ、葉ねぎ類、ハーブ類(しそ、バジル、パセリ等)
	花蕾を食べる小型の野菜 (花蕾)	なばな類
	根菜類の葉 (莖葉)	だいこんの葉、かぶの葉
	サヤごと食べる豆類 (豆を含むサヤ)	さやえんどう、さやいんげん、えだまめ
	小型の果実 (種を除いた果実)	うめ、すもも、あんず
	軽量な果菜類 (果実)	ピーマン、ししとう
	果菜類 (果実)	なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ(小型)
	重量のある葉菜類(結球しない大型葉菜類) (莖葉)	からしな、たかな、のざわな
	重量のある葉菜類(結球する葉菜類)	レタス、はくさい、キャベツ
	花蕾を食べる野菜 (莖葉・花蕾)	ブロッコリー、カリフラワー
	果実(皮を剥かないで分析するもの) (果実)	小粒かんきつ(すだち、かぼす等)、大粒かんきつ(伊予柑、不知火等)、ネクタリン、小粒ぶどう、大粒ぶどう、なし、りんご、かき
	果実(皮を剥いて分析するもの) (皮を除いた果実)	温州みかん、もも、キウイ、すいか、メロン
	外皮・サヤを取り除いて食べる作物 (外皮・サヤを除いた種子) 穀類 (玄米・玄麦・乾燥種子)	未成熟とうもろこし(スイートコーン)、未成熟そらまめ 稲、麦類(小麦、大麦)、豆類(だいず、いんげんの乾燥子実)
	食べる部分が地下部にある作物 (根茎、鱗茎、根部、いも)	根茎類(しょうが)、鱗茎類(たまねぎ、らっきょう)、根菜類の根部(だいこん、かぶ)、いも類(ばれいしょ、さつまいも)

[地上防除ドリフト対策マニュアル(社)日本植物防疫協会発行]より]

■ : 食品衛生法違反があった国内農産物 (18年5月~20年3月)

8 周辺農作物への農薬飛散(ドリフト)

「例えば、農作物Aに農薬を散布したときに、農薬が隣の畑の野菜に飛散(ドリフト)してしまった場合」



野菜 B 又は野菜 C から基準値を超える農薬が検出されると、流通が禁止される。(販売中止・回収命令措置)

飛散低減対策

- 散布時 -
風が弱いときに散布、風向きを考えた散布
散布する作物に対して近い位置からの散布
適正な圧力や風量、散布量での散布
- 近隣作物への配慮 -
近隣作物の農薬残留リスク(残留しやすいかどうか)と収穫時期の確認
散布予定の農薬が近隣作物に適用があるかの確認
- 補完的な対策 -
近隣作物栽培者等との連携
緩衝地帯の設置
遮蔽シートやネット等の設置
粒剤等ドリフトしにくい剤型の農薬を使用
天敵や微生物農薬、農薬を使わない防除法の採用
ドリフト低減ノズルの導入

9 住宅地等における農薬使用 《街路樹の防除は要注意》

(1) 住宅地等における病害虫防除にあたっては、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼさないよう、次のことを遵守してください。

- 定期的な農薬散布はしない
- 農薬散布は最小限の区域に留める
- ラベルに記載されている使用方法・注意事項を守る
- 農薬の飛散防止に最大限配慮する
- 事前に周辺住民に対して十分周知する(散布日時の配慮、立て看板設置など)
- 農薬散布日時、場所、農薬の種類及び使用量等を記帳し、一定期間保管する

(2) 使用の段階でいくつかの農薬を混用する、いわゆる現地混用を行う場合は、次のことに注意してください。

- ラベルに表示されている他の農薬との混用に関する注意事項を遵守する
- 生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を必要に応じて参考とし、これまでに知見のない農薬の組合せによる現地混用は行わない。

* 「住宅地等」：学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む）及び森林等

（「平成19年1月31日付け第11607号18消安農林水産省消費・安全局長、環水大土発第070131001号環境省・大気環境局長通知」の農薬使用者等に対する指導事項からの要約）

使う前に、ラベルの確認を！

農薬使用者の責任が問われます